

(連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十五条 新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第七十九条までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に定める機械及び装

置については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

- 3 新租税特別措置法第六十八条の十二（第五項に係る部分に限る。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模連結法人として政令で定める連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同項中「（大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間

内における適用対象投資額」とあるのは「（平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額については、二百億円に当該取得価額が当該合計額」とする。

（連結法人の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条 旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした

旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡

に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第八十二条 旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項(新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子

法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。

(連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九条第一項に
地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地

第三項		同法第十九条第一項の 同法第十九条第二項	効力地域再生法第十九条第一項の 効力地域再生法第十九条第二項	域再生法（以下この項において「効力地 域再生法」という。）第十九条第一項に 同法第五条第三項第三号
同条第二項	租税特別措置法 所得稅法等の一部を改正する法律（平成 二十年法律第 号）附則第八十四条 の規定によりなおその効力を有するもの とされる同法第八条の規定による改正前 の租税特別措置法	効力地域再生法第十九条第一項の 効力地域再生法第十九条第二項	域再生法（以下この項において「効力地 域再生法」という。）第十九条第一項に 同法第五条第三項第三号	域再生法（以下この項において「効力地 域再生法」という。）第十九条第一項に 同法第五条第三項第三号
	所得税法等の一部を改正する法律（平成 二十年法律第 号）附則第八十四条 の規定によりなおその効力を有するもの			

とされる同法第八条の規定による改正前

の租税特別措置法第六十八条の九十六の

二第二項

(連結欠損金額の範囲の特例に関する経過措置)

第八十五条 旧租税特別措置法第六十八条の九十七第一項に規定する最初に開始する連結事業年度開始の日以前五年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、同条の規定は、なおそその効力を有する。

(連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度に

おける同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	(その売却した (平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した)
事業年度 が二千頭	(当該売却をした日を含む連結 (平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間 (以下この項において「経過期間」という。) が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数
、二千頭 、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数	

第四項	連結事業年度が 連結事業年度（平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。）が
第五項	前項 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第八十六条の規定により読み替えられた第一項

（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第八十七条 旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項に規定する承認を施行日前に受けた同項に規定する連結親法人が各連結事業年度終了の時において同項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

(相続税の特例に関する経過措置)

第八十八条 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を平成二十五年十一月三十日までに地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対し贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合については、旧租税特別措置法第七十条第一項及び第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項	同法第十九条第一項に
	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）第

			十九条第一項に
同法第五条第三項第三号	同法第十九条第一項の	効力地域再生法第十九条第一項の	効力地域再生法第五条第三項第三号
第十一項において準用する前項	第十一項において準用する前項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第八十八条の規定により なおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十年旧法」という。）第七十条第十一項において準用する前項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）附則第八十八条の規定により なおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十年旧法」という。）第七十条第十一項において準用する前項
第十二項	第十一項の	同条第十一項の	同条第十一項の
地域再生法第五条第三項第三号	地域再生法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第八十九条 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをする同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十八条の二の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同条第一項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十条第一項に規定する認定がされた場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第三項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十条の二第一項の規定は、施行日以後に農林中央金庫が同項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得する場合（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除

く。)における当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に農林中央金庫が旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第八十条の三第三項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得する不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第四項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得した不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 農業信用基金協会が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の四第一項に規定する保証事業の譲渡を行つた場合において当該譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 株式会社が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 株式会社が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法

第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15

新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規

定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16 新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)

第九十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第九十一条 第八条の規定（租税特別措置法第八十八条の六の次に一条を加える改正規定に限る。）の施行の際、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者の揮発油の製造場に現存する揮発油（当該製造場において製造されたものに限る。）のうち、新租税特別措置法第八十八条の七第一項各号のいずれかに掲げる物品と揮発油（同項各号に掲げる物品以外のアルコール含有物又はエチルーターシャリーブチルエーテルを混和して製造したものを除く。）とを混和して製造した揮発油であつて揮発油等の品質の確保等に関する法律第十二条に規定する揮発油規格に適合するもの（当該揮発油が同項各号のいずれかに掲げる物品を混和して製造したものであることにつき、政令で定めるところにより、経済産業大臣が証明したものに限る。）については、当該揮発油を同項に規定するバイオエタノール等揮発油と、当該揮発油の製造者を新租税特別措置法第八十八条の七第三項前段の届出をした者と、それぞれみなしして、同条（第三項から第六項まで及び第九項を除く。）の規定を適用する。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第九十二条 旧租税特別措置法第九十一条の二に規定する民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（同法第百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものは、新租税特別措置法第九十一条の二に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同条の規定を適用する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第九十三条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第九条の三」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第二項中「第八条の二第一項」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第三項中「第九条の三」の下に「第九条の二第一項」を加え、同条第四項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項、」を加え、

同条第五項中「第九条の三」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第六項中「第八条の二第一項」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第七項中「限る。」の下に「第九条の三の二第二項」を加え、同条第八項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第九項中「第九条の三」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第十一項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項並びに」を加え、同条第十四項及び第二十項中「第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。」を「第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五」に、「第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。」を「第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五」に改める。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第十条」を削る。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（第三項において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「経過期間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（第四項において「上場株式等の配当等」という。）に係る新租税条約実施特例法第三条の二第十四項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受け

るべき同項に規定する申告不要特定配当等について適用し、同日前に居住者が支払を受けるべき旧租税条

約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等については、なお従前の例による。

4 経過期間内に居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る新租税条約実施特例法第三条の二第二十項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十五条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第四十一条の三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項に規定する増改築等住宅借入金等」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等」に、「同項に規定する増改築等特例適用年」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正す

る。

附則第五十五条第三項及び第五項中「平成二十年三月三十日」を「平成二十三年三月三十日」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第九十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

(輸出入取引法の一部改正)

第九十八条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第十七条第三項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第一百条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八第六項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第四十九条の九第三項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百一条 施行日前に前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第

四十九条の八第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第一百二条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第四十六条第二項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百三条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第四十五条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第一百四条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等」〔〕に、「を除く。」と、同法」を「並びに」と、同法」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等」〔〕に、「を除く。」とする「及び」とする」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第一百五条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「同条第四項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等〔〕」に、「を除く。」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等〔〕」に、「を除く。」とする」を「及び」とする」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条中「別表第一第一号」を「別表第二」に改める。

附則第九十六条第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第一百七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次

のよう^に改正する。

第一百六十四条の二第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等」」に、「を除く。」と、同法を「並びに」と、同法に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等」」に、「を除く。」とする「及び」とするに改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第一百八条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「同条第四項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等」」に、「を除く。」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人を除く。)」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等」」に、「を除く。」と、租税特別措置法を「及び」と、租税特別措置法に、「もの」を「もの」とあるのは「に、「もの(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号))」を「もの(特定非営利活動促進法)」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第一百九条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削る。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第一百十条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第一百五条中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

附則第一百七条第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第一百十一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等」」

に、「を除く。」と、同法」を「並びに」と、同法」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等」」に、「を除く。」と、「を除く。」とする」を「及び」とする」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八十八条のうち所得税法第十条第一項第二号及び第三号、第十一项第三項及び第四項並びに第十三项第一項の改正規定中「第十一项第三項及び第四項」を「第十一项第二項及び第三項」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第一百十三条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一百八条第一号イ中「別表第一第一号の表に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。
(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十四条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第一百六条第一項（同法第一百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十二条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第一百八条第一号イの規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなつたもの（前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになつた際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなつた際）現にその郵政民営化法第七百七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合

計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定の適用については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正)

第一百十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「別表第一第一号の表に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第一百六条第一項（同法第一百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第一百三十二条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第一項第一号の規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなつたもの（前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになつた際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなつた際）現にその郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金を除く。以下この項において同じ。）の総額が前条の規定による改正後の旧郵便貯金法

第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、郵便貯金が同法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあつてはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定額郵便貯金にあつては同法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間、又は同法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあつてはその預入期間が経過するまでの間該郵便貯金に係る超過額は、同法第十条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

(建築士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百七十七条 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中登録免許税法別表第一の改正規定の前に次のように加える。

第五条第十三号中「第一百五十八号」を「第一百五十九号」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第一百八十八条 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条のうち登録免許税法別表第三の一の項の次のように加える改正規定中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第一百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に入た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。